

NEWS RELEASE

平成23年2月18日
メディケア生命保険株式会社



の発売について

1 三井住友銀行と生命保険募集代理店委託契約を締結

メディケア生命保険株式会社（社長 寺崎啓介、以下「メディケア生命」）は、株式会社三井住友銀行（頭取 奥正之）と生命保険募集代理店委託契約を締結し、平成23年2月21日より、がんによる入院や手術などに対する医療保障および死亡保障を一生確保することができる「充実スタイル」（一時払がん医療終身保険）を発売いたします。

メディケア生命の銀行との生命保険募集代理店委託契約は、三井住友銀行との締結が初めてとなります。

保険商品の窓口販売で長年のノウハウを保有する三井住友銀行と、医療保障を中心に生命保険商品を開発、提供しているメディケア生命が、お互いの強みを活かしながら、お客さまニーズによりマッチした商品を提供する目的で、「充実スタイル」を発売いたします。

「充実スタイル」は一時払終身保険にがん医療保障をプラス、お客さまの大切なご資金を、ご家族のために「のこす」、将来のために「まもる」、そしてがん「そなえる」という3つの機能を持った新しいコンセプトの商品です。「充実スタイル」の主な特徴は次のとおりです。

2 充実スタイルの主な特徴

ポイント ① のこす (一生の死亡保障)

- あらかじめ**指定した受取人**に死亡保険金をしっかりのこせます。
- ご契約後一定期間を経過すると死亡保険金は**一生増え続けます**。
※死亡保険金はご契約一定期間、一時払保険料相当額となります。

ポイント ② まもる (資産形成機能)

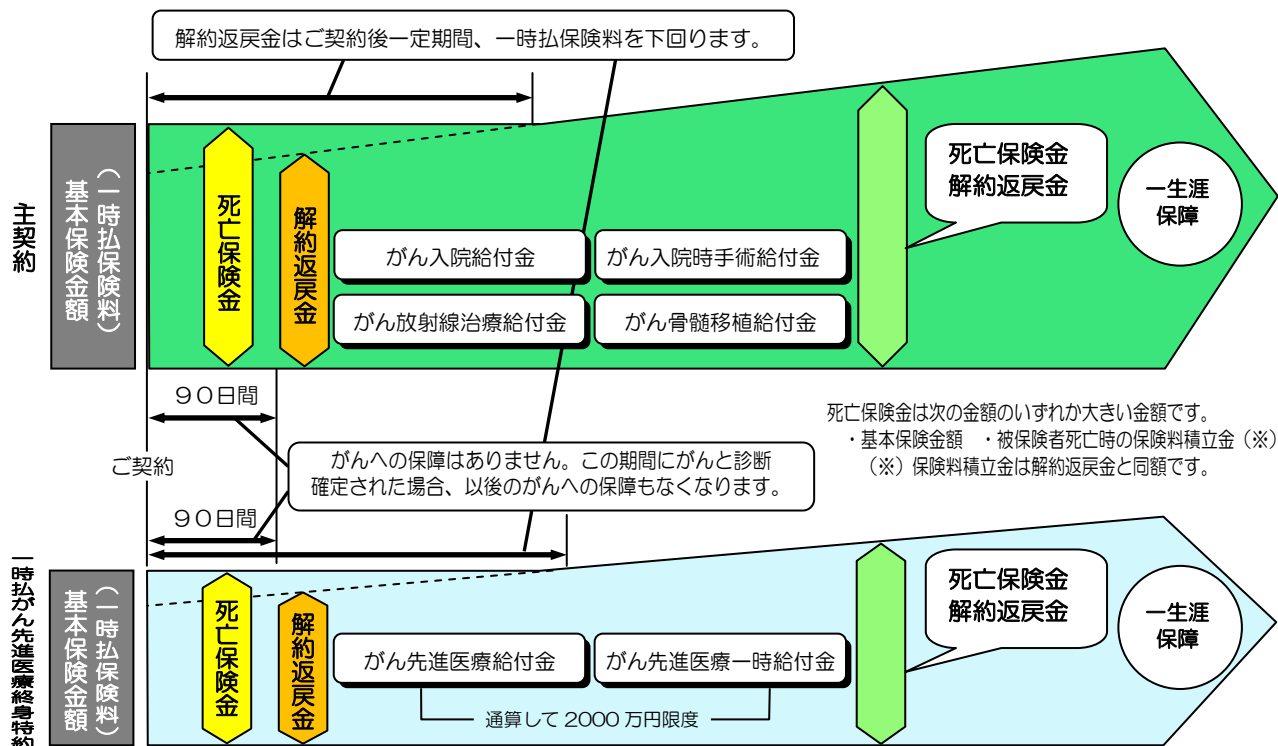
- ご契約時に解約返戻金が**何年後にいくら**になるかがすべて確定します。
- ご契約後一定期間を経過すると解約返戻金は一時払保険料相当額に達し**一生増え続けます**。
※解約返戻金はご契約後一定期間、一時払保険料を**下回ります**。
※解約すると、保障はなくなります。

ポイント ③ そなえる (一生のがん医療保障)

- **がんによる入院や手術など**を一生保障します。がんによる入院は**支払日数無制限**です。
- がんへの給付をお支払いしても**死亡保険金**や**解約返戻金**は**減りません**。
- **一時払がん先進医療終身特約**を付加すれば、**がんに対する先進医療**も安心して受けられます。
※がんに対する保障は、責任開始日からその日を含めて91日目から開始します。

3 充実スタイルのしくみ

a. 仕組図



■一時払がん先進医療終身特約の基本保険金額（一時払保険料）は一律30万円です。

b. お支払理由

主契約・特約名	給付金・保険金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
一時払がん医療 終身保険 (主契約)	がん入院給付金	がんにより1日以上入院されたとき	がん入院給付日額 × がん責任開始日以後の 入院日数 (主契約の基本保険金額×1/1000)	1回の入院・通算 ともに限度なし
	がん入院時 手術給付金	傷害または疾病により公的医療 保険制度に基づく医科診療報酬点数 表により手術料の算定される手術 を、がんによる入院中に受けられた とき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし
	がん骨髄移植 給付金	がんの治療を目的として、公的医療 保険制度に基づく医科診療報酬点 数表により輸血料の算定される骨 髄移植術を受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし
	がん放射線 治療給付金	がんの治療を目的として、公的医療 保険制度に基づく医科診療報酬点 数表により放射線治療料の算定さ れる放射線治療を受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支 払限度
	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②被保険者死亡時の保険料積立金額	—
一時払がん先進 医療終身特約	がん先進医療 給付金	がんを直接の原因とする厚生労働 大臣が定める先進医療による療養 を受けられたとき	先進医療にかかわる 技術料相当額	がん先進医療一時給付金 と通算して2000万円を お支払限度とします。
	がん先進医療 一時給付金		5万円	がん先進医療給付金と通 算して2000万円をお支 払限度とします。
	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ①この特約の基本保険金額 ②被保険者死亡時のこの特約の保険 料積立金額	—

項 目	取扱内容
ご契約年齢範囲	0歳～75歳 ※契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。
最低基本保険金額 (最低一時払保険料)	(主契約と特約を合算して) 200万円 ※一時払がん先進医療終身特約の一時払保険料は一律30万円です。 ※主契約の一時払保険料は10万円単位でお申し込みいただけます。
最高日額 (がん入院給付日額)	6万円(一時払保険料は6000万円) ※特約付加の場合、最高一時払保険料は6030万円となります。 ※同一被保険者がすでにメディケア生命の商品に加入済みの場合は、上記金額までご加入いただけない場合があります。
保険料払込方法	一時払いのみ
保険料払込経路	銀行振込み
がん入院給付日額	がん入院給付日額は基本保険金額にがん入院給付日額の型(10/1万型)に応じた係数(0.0010=1/1000)を乗じて計算します。また、がん入院給付日額は、100円単位で算出されます。
責任開始日と契約日	お申し込みいただいたご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の死亡保障が開始されます。 ご契約の死亡保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。この責任開始日を契約日とします。
がん責任開始日	がん入院給付金などのがんに対する保障を開始する日のことをいい、責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
契約者貸付	お取扱いはありません。
配当	この保険に配当はありません。
告知	3項目 ※詳細な病状をご記入いただく必要がなく、告知項目(3項目)に該当しなければ原則としてご加入いただくことができる告知書を採用しております。

以上

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、設計書、契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレットを必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。